

（車両接近通報装置）

第51条の3 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第43条の7の規定は適用しない。

- 一 平成30年3月7日以前に製作された自動車
- 二 平成30年3月8日から平成32年10月7日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 平成30年3月7日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 平成30年3月8日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年3月7日以前に指定を受けた型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 平成32年10月7日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの